

平成25年3月14日

第10回法曹養成制度検討会議

法曹養成制度検討会議委員 田島 良昭

司法修習の在り方についての意見書

- 1 司法制度改革では、プロセスによる法曹養成という理念が謳われ、法科大学院制度が設けられ、司法試験制度や司法修習制度が改められた。つまり、法科大学院で2年間又は3年間学び、これを修了した者が司法試験という国家試験を受け、これに合格すると司法修習生となり、1年間の司法修習を受け、二回試験に合格するという過程を経て、晴れて法曹三者となれるということになった。
- 2 司法修習は、このプロセスの中の最終過程であり、ここが法曹養成過程において最も重要な過程と位置付けられる。司法試験に合格した者は「法曹有資格者」といわれ、法曹三者となる間近の人たちなのであるから、国家が責任を持ってこれをしっかりと養成しなければならない。法曹三者は、我が国の「立法」、「行政」、「司法」の三権のうちの「司法」を担う、ある意味で国家の中樞を担う人たちである。「司法」の善し悪しは、これを担う優秀な「人」をいかに養成し、確保するかに尽きると言っても過言ではない。我が国の「司法」の質を維持するためにも、国は、国家として法曹をしっかりと養成するという覚悟を示す必要がある。
- 3 しかしながら、現在の司法修習を見ると、以前行われていた修習よりも、その内容が非常に薄くなってしまっているのではないだろうか。現状の司法修習の状況は、優れた法曹を養成しようという国家の意思、覚悟が足りず、揺らいでいるのではないかと疑わざるを得ない。
- 4 まず、司法修習の期間が以前の2年間から1年間に短縮されたことが挙げられる。新たに法科大学院制度が設けられたことを考えれば、単純な比較はできないが、以前は2年間かけて行っていたことを1年間で行うには相当密度の濃い修習を行わなければならないのは当然のことである。しかし、現実には、例えば、以前の修習で行われていた「前期修習」のような、実務の基本となる事柄を統一的、組織的に教育する修習がなくなってしまったという問題がある。現在の司法修習生は、いきなり各地の裁判所、検察庁、弁護士事務所での実務修習を始めることになるが、現実の事件で多忙な現場で、「前期修習」に当たるような教育を高い

レベルで行うことは、なかなか難しく、各配属地によってその質もばらばらとならざるを得ないと聞いている。また、このような導入教育を、刑事裁判・民事裁判・検察・弁護でそれぞれ2か月ずつしかしない実務修習期間中に行うことにより、実際に実務修習を行える期間がますます短くなってしまっても聞いている。これは、泳ぎ方を知らない人をいきなり池に放り込み、池に放り込んでから泳ぎ方を無理矢理に教えるようなものである。新司法修習の1年目は1ヶ月間の導入的研修を行ったと聞くと、以前の「前期修習」ほどではないにしても、最低限、一定期間、司法修習生を集めて統一的、組織的に、実務の基本となる事柄を教える「実務導入教育」を行い、あらかじめある程度の「泳ぎ方」を習得させるべきである。なお、新65期修習生には弁護に関しては修習に入ってすぐの時点で、民事弁護・刑事弁護について弁護導入講義を行ったと聞いているが、裁判、検察においてもきちんと行うべきである。

また、司法試験合格後、司法修習生として司法修習を開始するまでの間に、「司法修習生」としての身分を必ずしも備えていなくても、守秘義務などの点で差し支えのない範囲で、例えば、矯正施設の視察、法務省や裁判所、更には地方自治体、社会福祉法人、学校、企業などでの研修などに参加することができるプログラムを設けたらどうだろうか。司法試験に合格した者が、こうしたプログラムに参加することによって、その視野も広がるだけでなく、その後の司法修習に当たっても有益となると思う。私が長年携わってきた社会福祉の分野についても、これまで弁護士の手が必ずしも届いてこなかったが、このようなプログラムで研修に受け入れることにより、法曹となる人がこの分野に関心を持ち、将来弁護士としてこの分野で活躍をしていただくことにつながると思う。

修習期間を1年とするのを維持せざるを得なければ、現在行っている選択型実務修習を減らすなり、なくすなりせざるを得ないと思うが、このようなプログラムを設けることでその代わりにすることもできると思う。

- 5 裁判所、検察庁、弁護士事務所での実務修習にも問題がある。全国の実務修習地には、中小規模の裁判所、検察庁、弁護士会を含め、多数の司法修習生が配属されているが、これを受け容れる各現場は、修習生の増加に十分対応できずアップアップだと聞いている。司法修習生の配属先については、現在、各地方裁判所本庁と、ごく一部の支部としているそうだが、更にある程度の規模の支部にまで配属先を広げることによって、一か所あたりの負担を軽減することができるのではないかと思う。

また、弁護修習は、通常、弁護士1人が司法修習生1人を担当するというのが一般的だと聞いており、これは、マン・ツー・マンの指導が実現しているといえよう。しかし、裁判修習や検察修習では、一度にたくさんの司法修習生が同時に修習をすることにならざるを得ず、どうしても、1人1人の司法修習生に対する指導が疎かになる危険があり、また、修習に適したナマの事件をそれぞれの司法修習生に配分することもなかなかできないとも聞いている。そのような立場に置かれた司法修習生は、せつかく能動的、積極的に修習に励もうとしても、自らに与えられる事件もろくになく、単なる傍観者の立場を強いられてしまっている実態もあるとも聞いている。裁判所、検察庁における司法修習の体制を強化し、より丁寧な司法修習生を指導することができるようにするとともに、司法修習生が主体的に、かつ、責任感を持って修習できるよう、例えば、裁判官や検察官を補佐する一種の「司法補佐官」として修習生を位置付け、裁判や検察の業務の一部を担いつつ研修をするということが考えられる。司法修習生が「司法補佐官」に位置付けられると、弁護修習についても、弁護士を補佐するものとして、弁護士業務の一部を担いつつ研修するということになる。このように「司法補佐官」に位置付け、その権限も明確にすることによって、司法修習生の身分も明確なものとなり、司法試験に合格した者は、安定した身分保障の下で、安心して司法修習に励むことができると思う。

- 6 現在の司法修習制度は概して成果を上げているとの評価もあるが、私には同意できない。法曹養成の最終の最重要過程である司法修習について問題があることが明らかであるにもかかわらず、この検討会議において、司法修習の在り方について何らの改善も求めないのでは、法曹養成制度全般について議論をするべき法曹養成制度関係閣僚会議と、その下に置かれた法曹養成制度検討会議の役割として認識が不十分であると言わざるを得ない。

司法修習の在り方について、とりあえず、気付いたところ、思うところを述べてきたが、国家は、司法試験に合格して法曹となる者について、司法という国家中枢を担う人材を養成するという強い意思と責任を持って、充実した内容の司法修習制度を整備しなければならない。